

第1章 計画策定の目的と位置づけ

- **第1章** 計画策定の目的と位置づけ
 1. 計画策定の背景と目的
 2. 計画の位置づけ
- **第2章** 大分市の空家等の現状と課題
- **第3章** 空家等対策の基本的な方針
- **第4章** 具体的な取組
- **第5章** 計画実現に向けて



第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

全国的に人口減少、少子高齢化、高齢単身者の増加傾向が進行する中、老朽化した建築物が放置され空家等となるケースの増加がみられます。とりわけ空家等の中には適切な管理がなされず、その結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が生じ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものもあり、地域の活力を失うことにもつながる深刻な社会問題となっています。

国は、これまでの空家等政策とともに、住生活基本計画（全国計画）〔2021（令和3）年3月19日〕において、住宅政策の目指すべき方向性として、空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進を目標として掲げています。このことは、空き家の適切な管理の促進にぐわえ、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却や立地・管理状況における良好な利活用の推進について、取り組むものとしています。

本市では、第1期計画に基づき空家等の対策を進めており、今後も国・県・市及び関係団体と連携を図りながら、空家等の適切な管理や活用の促進、管理不全な空家等の除却等の対策について、さらに推進していくことが必要とされています。そして、第1期計画は計画期間の5年を経過していることから、これまでの空家等対策の実績や2020（令和2）年度に行われた大分市空家等実態調査を踏まえ、空家特措法に基づき改定を行い、今後の空家等対策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、「第2期大分市空家等対策計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

（国のこれまでの空家等政策）

- ・2014（平成26）年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）を制定。
- ・2014（平成26）年11月に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」〔2021（令和3）年6月30日改正〕（以下「基本指針」という。）を制定。
- ・2014（平成26）年11月に「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」〔2021（令和3）年6月30日改正〕（以下「ガイドライン」という。）を制定。

（大分市のこれまでの空家等対策）

- ・2013（平成25）年4月に「大分市空き家等の適正管理に関する条例」を制定。
- ・2015（平成27）年7月に「大分市空家等対策協議会条例」を制定。
- ・2017（平成29）年6月に「大分市空き家等の適正管理に関する条例」を「大分市空家等対策の推進に関する条例」（以下「条例」という。）と名称変更し、特定空家等の倒壊等から市民の生命、財産を守るため、応急措置を取ることができる規定を設け一部改正を行った。
- ・2016（平成28）年12月に「大分市空家等対策計画」（第1期計画）を策定。

2. 計画の位置づけ

本計画は、空家特措法第6条第1項に定める「空家等対策計画」であり、基本指針に即して計画を策定します。また、本市における最上位計画である「大分市総合計画」や地域強靱化の指針となる「大分市国土強靱化地域計画」、住宅施策の指針となる「大分市住宅マスタープラン」、国の「住生活基本計画」や「大分県住生活基本計画」との整合を図るとともに、他分野における各種個別計画とも連携した空家等に関する対策計画とします。



